

別添 18 部分検査要領（第4の2の（11）関係）

（制 定：平成9年10月1日）

（最終改正：令和3年4月1日）

1 部分検査の実施方針

検査は全面検査を基本とするが、組合等をめぐる諸条件の変化に即応して検査体制を整備しつつ、検査のより効率的な実施を推進するため、部分検査を適用してよいものとする。

2 部分検査の対象組合等

部分検査は、過去の検査結果、事業実施態勢の整備状況、組合等の持つ重要なリスク等を考慮し、実施することができるものとする。

3 部分検査の実施方法

（1）次に掲げる事項を対象に行うことを原則とする。

- ア 信用事業、共済事業、経済事業等の事業
- イ 部門別損益の計算単位となっている事業
- ウ 独立採算制をとっている工場又は事業所等
- エ 全部門についての財務及び会計
- オ 経営上の重要なリスクが認められる事項

（2）部分検査においても必要に応じて現物検査を実施するものとする。

（3）部分検査の実施に当たっても、検査制度の本来の趣旨に則し、検査のための人員、予算の不足等を理由として、短期間に検査対象の事項の全般について単なる状況調査とならないよう留意する必要がある。

4 部分検査についての責任

（1）部分検査は、あらかじめ特定した事項について実施するものであることから、部分検査における検査職員の検査についての責任は、検査を実施した当該事項に限定される。したがって、当該時項以外のものについて検査実施後不正等が発見された場合であっても、検査官の検査上の責任は生じない。

（2）部分検査にあつては、検査の対象を明らかにするため、検査報告書に検査の範囲を明示するものとする。